SURE 静岡大学学術リポジトリ
Shizuoka University REpository

ユニバーサルバンクと金融改革：相対的安定・金融恐慌・金融制度改革

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文学部 公開日: 2011-08-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 居城, 弘 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00005829

論　説

ユニバーサルバンクと金融改革

—相対的安定・金融恐慌・金融制度改革—

居　城　　弘

目　　次

はじめに
(1)　大戦後の金融構造
　戦争、インフレの銀行制度への影響
　金融市場の機能低下・後退
(2)　ベルリン大銀行の業態の変化
　資本不足と産業の資金需要の激増
　ベルリン大銀行の業態の変化
(3)　金融システムの再編・新展開
　外資流入・依存の拡大
　銀行集中と競争
(4)　ライヒスバンクと金融市場（ライヒスバンク政策の展開—可能性と制約—）
(5)　ドイツ金融恐慌と金融制度改革—1933年『銀行業調査』と1934年『信用制度法』—

はじめに

今日、主要国の大銀行をめぐって激しい競争が展開され、国境を超えた合併や提携が活発化している。投資銀行業務やリテール分野への特化の動きなども含めて、新たな領域への業務分野の拡大をはかり、ユニバーサルバンク化への動きを強めているとみることができる。世界的な成長制約要因が顕在化し、それが主要国金融システムを動揺させ、不安定性を増幅させている。さらに国際資本移動の浮動性・投機性が各国の金融市場や為替システムの安定性を脅かしかねない要因として伏

在している。金融の規制緩和や金融自由化、さらにはグローバル化が、金融システムの不安定性の増大と並行して進んできている。この中にあって、主要国銀行の巨大化やユニバーサルバンク化はこうした不安定性の増大とどのような関連を持っているのであろうか。現代のユニバーサルバンクへの動きを、銀行業のあり方の視角からは、どのように考えたらよいのか、こうした傾向を促進させているものは何か、またそこでの問題点をどう把握すべきであろうか。

本稿は、このような問題関心に基づいて、ユニバーサルバンクの母国であるドイツの銀行業のあり方を歴史的に考察し、銀行システムとしての特質やそれが内包する問題点を検討しようというものである。すでにわれわれは、ユニバーサルバンクの古典的段階に関する検討作業を行ってきたところであり、それをふまえて、第一次大戦以降の時期について、ユニバーサルバンクの展開過程を追跡することとしたい。大戦やその後の賠償問題、破局的インフレーションなど、特殊構造的要因とともに経済・金融構造の変化によって、ユニバーサルバンクの古典的構造がいかなる変容を遂げたかが問題である。戦後の具体的条件の下での競争関係の変化や、銀行自体の資本力、資金調達、さらに産業の再編・合理化のための資金需要に、銀行と金融市場がどのように対応したかが問題となる。金融市場の構造変化や変容、その機能の縮小が、外国資本に依存せざるをえない構造を作り出したこと、ユニバーサルバンクにとっての「流動性問題」がここにおいていかなる姿で顕在化したかがひとつの焦点となる。さらに、ドイツ金融恐慌の原因にかんし、とくに銀行・金融システムのありかたと危機の発生との内的な関連についての検討を行う。その際の手がかりを与えるものとして、ドイツ金融恐慌の原因追求を目的とした 1933 年「銀行業調査」を素材とし、危機の原因がどのように認識・把握されたのかを追求する。この「調査」に基づいてドイツの金融・信用制度の改革、信用制度の再組織化と金融規制の体系構築が目指され、1934 年「信用制度法」に結実した。ここでは危機の発生原因と金融システム改革の相互の関連について検討し、ユニバーサルバンクシステムの金融改革の基本内容と性格がいかなるものであったかを考察したい。

(1) 大戦後の金融構造

① 戦争とインフレがドイツの金融と銀行に及ぼした影響

第 1 次世界大戦とその後の賠償問題、さらには破局的なインフレーションは、総力戦としての戦争の負の遺産であり、戦後ドイツの経済再建に深刻な制約と困難な課題をもたらしたことについてはすでに多くの研究成果が明らかにしている[(1)]。

戦争勃発により、国際金融市場との結びつきが破壊・切断されただけでなく、国内経済においても戦時経済への転換が強行された。金融機関もまた戦時動員体制の下に組み込まれた。経済力をはるかに超える戦費調達が「銀行法改正」(1914 年 8 月 4 日) により、ライヒスバンクを戦時金融の

中核として組み込み、大蔵省証券および国庫手形の割引、さらに戦時国債の発行により、政府短期証券の償還を行うとともに、新たに「貸付金庫」を設立してて国債消化の促進を図ったが、これは中央銀行の「別働隊」として戦費調達の重要な役割を果たすものであった。信用銀行はじめ民間銀行も戦時金融体制に動員されることとなった。戦後のインフレが、戦費調達の膨張に根源があったことは周知のところであるが、民間銀行による政府短期証券保有の増大は、インフレーションとその後の金融構造の再建に深刻な影響・作用を及ぼすことになる。しかし、インフレ期の膨張は、戦時経済体制の負の遺産である資本形成の絶対的低下[(2)]による深刻な事態をはじめ、構造変化の進行を隠蔽し続けたのであった。しかしそれは、インフレーションの収束とマルク安定化後に顕在化することとなった。

戦争とインフレがドイツの銀行と金融に与えた[(3)]影響の激甚さは、以下で見るように、その資本的基礎を根本から動揺させるものであって、大戦前のユニバーサルバンクの古典的構造が、これによってどのような変容を遂げたかがここで追求すべき課題である。

戦後経済転換は銀行経営の態様にたいしても当然、その変容を余儀なくさせたのであるが、インフレーションの進行はその問題を隠蔽することとなった。インフレによる銀行制度の全般的な膨張は、業務の規模や範囲の拡大をはじめ、銀行、専門金融機関、公営銀行などの新増設、銀行店舗の建設の盛行や、証券発行業務や証券委託業務のバブル的膨張をひき起こしたが、まもなく、インフレのヴェールの下で進行した資本形成の事実上の不足という客観的現実を露呈することとなった。

インフレーションの収束と通貨安定は、インフレの後遺症を伴って、銀行制度の弱体化と資本市場・証券市場の異常な縮小をもたらした。銀行貸借対照表の金転換（金マルク貸借対照表開始）において明らかになったことは、銀行の自己資本の異常な縮小であった。7大ベルリン大銀行の自己資本の平均は、1913年の資本額のかろうじて30%の水準にまで低下・縮小したのであった。1924/5年は銀行経営にとっては全般的な崩壊・整理と、インフレ経済の中で膨張した金融機構の縮減が進行することとなった。以下ではその状況を確認することとしよう。

1）銀行資本の縮小

安定化後の銀行の資本的基礎をなす自己資本部分が、インフレーションの影響で著しい縮小を見たことについては、多くの確認がある[(4)]。それらの推計によれば、戦前1913年にたいして通貨安定後の1924年段階での自己資本の減少の実態は、ドイツ銀行連合の推計では、戦前の28%に、ドイツエコノミスト誌の評価によれば、戦前比26.4%と、実に戦前の1/4の水準にまで自己資本部分が縮小した。言うまでもなくインフレーションによる通貨価値の下落によって、銀行の債権・債務したがって銀行の資本的基礎を全般的に縮小させたからである。銀行の信用供与に対する保証・支柱としての役割を持つ自己資本のかかる縮小は、当然にもドイツの金融機構の信用能力を大きく

表 1　銀行資本の縮小（信用銀行）

	自己資本[1]		他人資本[2]（債権者勘定）		引受[3]
	株式資本	公表積立金	総額	うち預金	
1913 年末（百万マルク）	2,998	1,062	9,642	4,393	1,238
1924 年末（百万ライヒスマルク）	808	557	4,804	1,591	218
1924／1913	26.6%	52.4%	49.8%	36.1%	17.6%

備考：(1)、(2) ドイツエコノミスト誌の推計
(3) ベルリン大銀行
出所：Untersuchung des Bankwesens, Bankkredit, S. 90.

表 2　ベルリン大銀行・債権者勘定と預金（期間構成）

	1913 年	1924 年		預金の期間別構成	
				1913 年	1924 年
債権者勘定の総額	4,852	3,193	総　計*	4,373 (100.0)	2,506 (100.0)
a）うち預金 Depositen	2,254	1,016	～7 日まで	2,486 (56.8)	1,441 (57.5)
b）その他債権者勘定	2,120	1,490	7 日～3 ヶ月まで	1,304 (29.8)	1,003 (40.0)
c）ドイツ諸銀行の預金	427	481	3 ヶ月以上	583 (13.4)	62 (2.5)

備考：(1) 年末値　単位は百万マルク、百万ライヒスマルク
(2) ※債権者勘定総額からドイツ諸銀行による預金を除いたもの
出所：Untersuchung des Bankwesens 1933.

損なうこととなった。戦前段階においてドイツの諸銀行は、国際的に見ても高い自己資本比率を維持してきたことが特徴であった。いうまでもなくドイツ型銀行が、創業活動や証券発行業務により、さらには銀行信用を通じて事実上長期化する設備信用をも供給するという業態を展開してきたことと深いかかわりがある。したがって、このような激しい自己資本の縮小は、当然、戦前までの兼営銀行制の業態に大きな影響を与えるものであった。弱体化した銀行が、産業の資金需要の急増に対していかに対応しようとしたのであろうか。そこに、兼営銀行制を継承する戦後のユニバーサルバンクが直面した最大の問題があったと見ることができる[5]。

2）他人資本「債権者勘定」の縮小と預金の短期化

銀行の資本の縮小は他人資本部分についても進行した。預金・債権者勘定（Kreditoren）の縮小とさらに債権者勘定の内容における、預金の短期化についてみておこう。信用銀行全体のバランスシートは、1924 年に他人資金の最低点を示している。ベルリン大銀行に関しては戦前にたいして 21.8%へと低下した（表 5 参照）。とりわけ他人資本を示す債権者勘定のなかでも、最も安定的

な貯蓄性の預金（Depositen）の減少に、最も強く現れることとなった（戦前比 12.2%）。ドイツエコノミスト誌統計によると、信用銀行総体では 19.9%へと減少したとされる。このような他人資本［債権者勘定・預金等］の減・縮小は信用銀行だけでなく、公営銀行、信用協同組合、貯蓄銀行などの他の金融グループにあっても、それぞれ異なる程度において進行したのである。これらの事実は、安定化の時期のドイツにおいて銀行・金融制度の全体構造からの、流動的貨幣資本の大規模な喪失の現実を物語っている。インフレーションの作用・影響にかんしては、金融機関はもとより、一般企業においても、流動的資本の欠乏が極めて深刻であった。後述するように、安定化後の金融市場に決定的な影響をもたらすこととなった。

また、戦争とインフレは、金融機関の他人資本の総量の縮小だけをもたらしたのではなかった。預金（債権者勘定）の期間別構成において長期の貯蓄性預金が減少し、短期性預金の比率が増加した。とりわけ 3 ヶ月以上の長期性預金は戦前にたいして 1/6 にまで低下し、預金の 9 割までが 3 ヶ月以内の満期の部分によって占められることとなった（表 2 参照）。こうした預金構成の短期化は銀行の信用業務を著しく不安定にするものであった。交互計算信用が設備・長期貸付を含んでいることを考慮すればよりいっそうこの問題の影響の大きさを理解できよう。

増大した短期性預金には、後にも見るようにかなりの外国短期資金（とくに 7 日から 3 ヶ月期限の外国現金信用）の流入が含まれているのである。信用銀行の預金構成における長期・貯蓄性預金の減少と外国短期信用の増大は、戦前に比して、他人資金とそれによる銀行の信用業務を不安定にしたのであった。この傾向は他の金融グループにおいても広がったのであり、「経営資本の状態の構造変化」にほかならず、「国民経済の準備資本の広範囲にわたる破壊」という基盤のもとへ、合理化投資のための著しい資金需要の増大の波が押し寄せることになるのであった。

また戦前に比して増大した、少額貯蓄預金は、公営、貯蓄銀行に流入するようになったが、貯蓄銀行の業務の変化、一般銀行業務の拡大と関連していた。

② 金融市場の機能低下・後退

通貨安定後の金融・銀行制度の構造にとって、戦争とインフレの影響は貨幣市場、証券市場・資本市場の縮小、機能低下としても表れた[6]。貨幣市場では、市中手形割引市場の機能と規模の縮小が顕著な事実となった。「ドイツの市中割引市場は、戦前有していた著しい効率性と柔軟性を、安定化後、ほとんど全面的に失った」とされるが、その理由はまず、割引市場に流入する資金の絶対的減少が上げられる。これは、流動的貨幣資本の絶対量の低下という先に述べた状況から説明されることである。戦前、その流動的資金の運用の場を割引市場に求めた保険会社や抵当銀行はじめ広範な層が、戦後は登場しなくなった。さらに手形それ自体の供給の縮小が挙げられる。ドイツの銀行による手形引受けのほぼ全面的な崩壊が、割引市場の取引対象の中心をなす市中割引手形の流通

表 3　手形流通と保有者

	平均手形流通[1]			手形の保有者			
	総計	市中割引手形[2]	その他手形	ライヒスバンク	ドイツ金割引銀行	金融機関	非銀行
1913	8,590		8,590	1,239	—	4,900	2,451
1925	8,760	240	8,520	1,699	121	3,805	3,135
1926	7,670	540	7,130	1,345	93	4,120	2,112
1927	9,810	670	9,140	2,362	128	4,798	2,522
1928	11,760	730	11,030	2,474	47	5,558	3,681
1929	11,740	840	10,900	2,471	77	5,145	4,047
1930	10,070	870	9,200	1,987	117	5,036	2,930
1931	9,460	1,150	8,8310	3,141	298	3,724	2,297
1932	9,270	1,170	8,100	3,638	338	3,430	1,864
1933	8,610	1,080	7,530	3,129	196	3,646	1,639

備考：(1) 年平均手形流通額　単位 100 万 M／RM
(2) 市中割引市場適格手形（1913 年は、その他手形と一括）
出所：Detsche Bundesbank, Deutsches Geld-und Bankwesen in Zahlen 1876-1975, Frankfurt a. M. 1976, S. 20.

表 4　証券発行

単位：100万M/RM

	国内証券発行									外国発行者の証券発行	ドイツの発行者による外国での証券発行[1]
	債券	地方自治体	企業			信用機関			株式（相場価額）		
			総計	民間	公的	総計	抵当証券	自治体債券			
1913	1,474								602	645	
1924	322	21	42	36	6	259	239	19	148		1,002
1925	1,023	15	187	74	113	821	773	48	656		1,265
1926	3,591	654	832	323	509	2,105	1,573	532	988		1,555
1927	2,397	698	197	181	16	1,502	1,192	310	1,438	58	1,412
1928	2,443	456	501	294	207	1,486	1,051	434	1,339	14	1,465
1929	1,263	520	8	8	0	735	565	169	979	19	349
1930	1,992	339	225	35	190	1,428	1,081	347	555	—	1,177
1931	573	27	39	1	38	507	388	119	635	7	346

備考：(1) ドイツによる外債発行額（長期外資導入）
出所：Deutsche Bundesbank, Deutsches Geld-und Bankwesen in Zahlen 1876-1975, F. a. M. 1976, S. 293.

の激減をもたらしたからにほかならない。とりわけ外国貿易におけるドイツ諸銀行による手形引受の全面的な崩壊が決定的であった。「戦前ドイツの外国貿易の金融は、ドイツ大銀行の自行引受によって支持され」たのに対し、通貨安定後は『輸出入とも現在では基本的に、外国諸銀行の、とりわけイギリス、アメリカの諸銀行の引受によるランブール信用の利用によって金融される」ようになった。その理由は、戦争と通貨の混乱が、ドイツ諸銀行の引受信用の利用を崩壊させたこと、戦後、割引市場の縮小・機能低下と割引能力の低下が進行したこと、さらには『資本不足』に起因するドイツの高金利による外国との利子率格差の形成である。

すでに拙著（『ドイツ金融史研究』2001年 ミネルヴァ書房）で明らかにしたように、大銀行の引受手形は、ドイツにおいて、産業の安価な資金調達の方法としても広く利用されていたが、国内取引において引受手形は、1924年以降、かつての意義を再び獲得することはできなかった。戦前に引受信用が担っていた二つの前提、一つは豊富な機能を持つ市中割引市場、さらに引受信用を確実にする可能性を持った、「貨幣市場の資本市場への十分な結びつき」という二つの前提が失われたからである。このことは、ユニバーサルバンクとしてのドイツの諸銀行にとって、その流動性を維持・確保するための基盤が縮小したことを意味していた。戦後の銀行業の再建にとって流動性の確保はきわめて深刻かつ重要な課題となったのである。

さらに、資本市場・証券市場への影響も甚大なものがあった。割譲や賠償支払い、さらにインフレーションの進行はドイツ経済全体の貯蓄形成能力を低下させたからである。とりわけ資本形成条件の変化は、資本形成・供給の絶対的規模を縮小させ、インフレによる資産の喪失と所得構造の変化によって、戦前証券市場の投資階層を構成した中産層の脱落により、取引所の機能の戦前に比しての大幅な低下をもたらした。インフレーションの影響に加えて、戦後の税制改革による負担増の作用も指摘される。このためドイツの証券市場での証券発行額の大幅な後退が進行したが、このことは後にベルリン大銀行の業態のところでも見るように、銀行の証券発行業務の停滞や、ロンバード、ルポール貸付などの取引所金融業務の大幅な減となって現れた。このような証券市場の機能低下は、ユニバーサルバンクの基本的特徴である、銀行信用の証券発行による流動化の条件を大きく動揺させることとなった。貨幣市場・割引市場の機能低下とあいまって、通貨安定後のドイツの金融的再建を大きく制約する要因であった。この問題の克服は、国内経済の回復と再建の進行とともに貨幣資本形成が加速され、新たに資金供給の増加をまつということに依拠することでは困難であった。26、27年ころより証券市場の回復と証券発行の拡大が見られたが、これは国内的な資金形成条件の回復によるというよりは、むしろ外国からの長期・短期の資本流入に支持されたものであった。ユニバーサルバンクの流動化の基盤が外国資金に依存する構造が定着したからである。

(2) ベルリン大銀行の業務態様の変化[7]

通貨安定後のドイツ経済の再建は、膨大な資本を必要とした。経営の再開、老朽化した設備の更新、軍需産業の転換、消費財にたいする需要の充足、在庫の再形成、さらには世界市場への復帰のためにより高い技術的基礎の上での新投資が求められたからである。

しかし激増した産業の資金需要に対して、貨幣資本の形成・供給力は上述したとおり、戦争とインフレの影響によって著しく縮小低下したため、ここに深刻な「資本不足 Kapitalmangel」状況に見舞われることとなった。ドイツ経済が全般的規模で流動的資本を縮減・喪失したこと、銀行制

表5　ベルリン大銀行の業務態様（バランスシート所有項目）

（百万M/RM）

年（年末）	対象行数	資産									負債				
		総バランスシート額	現金・中央銀行預金	手形小切手等	ノストロ資産	ルポール・ロンバート	商品担保貸付	（うちランブール信用）	保有証券	交互計算信用	債権者勘定 総計	債権者勘定 顧客のための第3者からの借入	引受	株式資本	積立金＋株式資本
1913	8	7,839	360	1,776	326	760	510		397	2,949	4,852	29	1,295	1,140	1,500
1924	6	3,896	195	860	629	42	261		57	1,478	3,187	199	19		
1925	6	5,454	249	1,249	642	122	443		63	2,301	4,514	382	230	452	628
1926	6	7,114	262	1,556	786	718	457		97	2,849	5,960	293	316	463	648
1927	6	8,869	327	1,858	1,034	530	776		110	3,796	7,493	632	384	523	759
1928	7	11,838	411	2,667	1,261	728	1,481	1,328	135	4,651	10,255	1,325	431	563	832
1929	6	13,763	426	3,038	1,299	562	1,972	1,801	211	5,762	12,038	1,877	513	570	871
1930	6	12,973	431	2,573	1,006	353	2,116	1,964	173	5,832	11,132	2,113	701	588	918
1931	5	9,320	401	1,478	373	129	1,142	1,069	470	4,727	7,560	1,205	919	678	1,008
1932	5	8,803	254	1,718	249	32	963	901	623	4,382	7,326	1,095	769	512	627
1933	5	7,917	254	1,748	189	24	583	542	521	4,064	6,508	637	765	442	542

度の資本の大規模な縮小、さらには貨幣・資本市場の縮小と機能低下が生じたことはすでに述べたが、かかる基盤のもとで、産業資金の需要が激増したために、「資本不足」状況が、異常な高金利となって現れたのであった。通貨安定後の経済の回復とともに、次第に貯蓄活動や資金形成も再開しはじめたが、「資本不足」は容易には解消されなかった。資金形成の諸条件と資金需要との異常なギャップによる「資本不足」に、ドイツの銀行・金融システムはどのように対応したのであろうか。

ここでは、通貨安定化後の企業金融と市中の信用構造の新たな展開を、市中の金融市場の中心であるベルリン大銀行の業務態様の変化にそくして見ていくことにしよう。ドイツ大銀行の産業への信用供与とその流動化機構との有機的結合の姿は、大銀行と産業との結合の根幹をなすものとして夙に強調されてきた。具体的には銀行の交互計算信用による設備投資資金の供与が、事後での証券引受発行業務により流動化されるという関係を通じて、大銀行の産業への支配的影響力が形成され、したがって、銀行タイプとしての兼営銀行制を定着させたのであった。第1次大戦後、兼営銀行制の変容・構造変化がどのように進展したかがここでの問題である。その変容は端的には、表5に明らかなように大銀行による証券市場業務の縮小に見ることができる。証券発行業務の動向を示す貸借対照表上の「所有有価証券」、「シンジケート参与」等の項目の縮減に現れている。これは、銀行による証券発行業務の基盤をなす証券市場の構造が狭隘化し、証券発行自体が制約されざるを得なかったことによるのであるが、そのことは、より根本的には、かの「資本不足」を規定した諸要因や、戦前の投資家層をなした中産的所得層のインフレによる地位の急激な低下がもたらした、証券

投資構造の変容に起因するものだった。

証券発行市場での流動化条件の縮小で、安定化後の企業の資金需要の激増に、銀行はどのように対応したであろうか。とりわけ能動業務の中心をなす交互計算業務の推移をはじめとする銀行の信用供与に着目して見たい。ベルリン大銀行の資産勘定項目についてみると、「手形、小切手等」と、交互計算信用による「当座貸越 Debitoren」が圧倒的な比重を占めていること、両者を合わせると6割強に達する。つまりベルリン大銀行は、産業企業の資金需要に対して主にこの二つの形態で信用授与を行っていたことになる。しかも両者の資産総額中に占める割合を戦前水準との対比で見ると、「手形、小切手等」はほぼ戦前と同様の傾向を示しているのにたいして、「当座貸越」の場合、戦前水準をうわまわる増大傾向が確認される。ここから、安定化後のベルリン大銀行の、産業企業への資金供給ルートとしての交互計算信用の意義はきわめて大きかったと見ることができる。

交互計算信用の増大傾向は24・25年における産業の資金需要の増大と対応するものであり、この傾向は、通貨安定後しばらくの間、インフレ期に生じた「実物価値への逃避」に伴う運転資金の欠乏を補い、さらには「合理化」の進展による固定資本投資のための需要増大によってもたらされたものであった。

交互計算信用の増大傾向に示される大銀行の能動・授信業務の変化に対応して、受動・受信業務においてもいっそうの変化が進行した。この点についてはすでに述べたことでもあるが、ベルリン大銀行の負債勘定項目は、大銀行が安定化後の資金需要の急増にたいしてその資金調達を，主に債権者勘定での預金の集中・吸収によって行ったことを示している。運用総資金にたいする預金（債権者勘定）総額の割合は、平均して戦前段階における60%台の水準を大きくうわまわり、ほぼ80%を超える高い割合を示したのであった（同様に、引受勘定も縮小)。しかもここで、大銀行の預金構成において注目すべき変化が進行した。それは1）預金の満期構成の短期化、2）外国銀行から借入による預金が増加したこと（外国短資の流入）である。

さらに補足すると、貯蓄資本形成の趨勢については、29年から30年にかけて増加率が低下していく傾向を見せていること（外国短資の流入減）のほか、貯蓄形成の停滞理由としては、増大する賃金コスト、社会政策的費用・社会的給付、失業対策費の企業負担、税負担の増大（1922年相続税改革、25年所得税改革）や、公共支出負担の増大などによって、社会的な貯蓄形成を阻害したことが強調される。

しかしここで注目されなければならないことは、諸銀行の預金の増加は顧客の『真正な預金』に基づくものだけでなく、諸銀行の自立的な信用創造の反映でもある。諸銀行が国内預金形成の不十分さを補完するものとして、銀行信用（交互計算信用）の拡張を進め、信用創造を拡大したこと、それによって後に見るように、銀行流動性を悪化させることとなった点に注目することが必要である。これはまた金融恐慌後の金融改革において大きな論点として信用創造の抑制が課題になったの

である。

このように、ベルリン大銀行の業態変化に濃厚に示されるように,安定化後の構造変化の下で、激増する産業の資金需要に対応するための銀行側の新たな金融システムの再編が不可避となった。弱体化し脆弱化した銀行の資金的基礎を補完・強化すること、それは外資導入と国内的な資金集中策であった。

(3) 金融システムの再編・新展開

① 短期外資流入について

銀行の資金力強化のための外資導入は、通貨の安定と経済再建の進展とともに、年々規模を増大させていき、大銀行の他人資金構成のきわめて重要部分が、外国短期資金の借入によってしめられることとなった[8]。ドイツ大銀行の短期外国債務は次の二つの形態で形成された。手形引受信用と外国現金信用である。手形引受信用は、戦前にはドイツの大銀行によって与えられたもので、主要には貿易金融と、ドイツ特有の問題として産業金融の手段としても機能した。しかし、戦後は市中割引市場の縮小と戦後の高金利、さらにはマルクの不安定化により、国際支払取引における「マル

表 6　ベルリン大銀行の自行引受信用と外国の引受信用

(単位 100 万 R. M.)

	1913	1924	25	26	27	28	29	30	31
自行引受	1212.3	21.7	236.2	323.6	394.1	403.6	472.6	645.0	861.6
顧客のための他銀行からの借入	25.9	139.6	382.1	292.9	631.9	1215.9	1624.9	1868.1	1045.5
計	1238.2	220.3	618.3	616.5	1026.0	1619.5	2097.5	2513.1	1907.1

資料：Der Bankkredit, S. 90

表 7　1924～28 の債務者、債権国別の外債

(百万 R. M)

	債			権		国	
債務者	アメリカ	オランダ	イギリス	スイス	スェーデン	その他	合計
ライヒ	461	51	245	60	28	120	967
ラントプロビンツ市	893	97	162	41	7	2	1,206
公益事業会社	812	90	9	85	6	2	1,006
産業(工)企業	885	291	215	120	36	17	1,567
民間商事会社	319	78	42	5	22	—	467
公的金融機関	932	108	40	25	29	4	1,142
宗教団体	54	78	—	—	—	—	132
合計	4,360	797	717	339	130	144	6,490

出所：R. Kuzynsk; Deutsche Auslandsanleihen seit 1924 (Schiften des Verein für Sozialolitik 174 Band. S. 17)

ク為替手形の全面的に近い重要性の喪失」が生じ、それに代わって外国銀行の引受手形が用いられるようになった。「この引受信用はドイツの諸銀行によって顧客のために媒介されるのであり、ドイツの諸銀行はこれにたいして債務者として現れる」ことになる。このように、貿易手形の外国銀行引受をドイツの銀行が仲介する場合に、外国銀行に対して生じる債務が手形引受信用である。この信用はドイツ諸銀行のバランスシートにおいては「顧客のための第三者からの借入」なる項目に現れ、それに対応する資産項目では「荷送りまたは倉入れされた商品にもとづく前貸」に記入される。貿易取引に基礎をおき、そこでの担保貸付の一種である手形保証、いわゆるランブール業務より発展したこの引受信用が、通貨安定後、ドイツの銀行の媒介による外銀引受信用なる形態で、短期外資流入の一形態となったのである。ドイツ諸銀行の自行引受信用と外銀引受信用は、国内の貨幣市場が緩慢化し、主要な国際金融市場との利子率格差が最も縮小した26年を除き、外銀引受のほうがドイツの自行引受をうわまわる増加をしめしたが、とくに27年以降の増加は著しいものがあった。これは「ドキュメント・船積書類なきランブール・貿易手形信用」の増加、つまり、実際の商取引の裏付けをともなわない融通手形取引の形で、短期外資が企業の運転資金の融資のために導入されるに至ったことを示している。こうして、本来、安定的であるべき貿易手形の引受信用が、商品取引の実態を欠いたままで、産業の資金調達に利用されるという内実のもとで急増したのであった（外銀とドイツの銀行との間でのクレジット・ラインの締結にもとづく）。

他方、外国現金信用による短期外資の流入は、より投機的・浮動的性格をもっていた。外国現金信用（外貨貸付）は、外国の金融機関から外貨で期限付きで与えられ、マルクで利払いがなされるものと、経常的勘定で日々満期となるマルク資産（これはバランスシート上では「その他債権者勘定」に、国内預金と一緒にして表示される）からなる。ドイツ諸銀行にとってとくに大きな意義をもつものとして、外国現金信用の主要構成部分をなすものは、「期限付き貸付 Gelder auf feste Termin」である。これは、国際間の金利差を求めてドイツに流入する短資で、通例1〜3ヶ月期限で貸し付けられ、国際金融市場の動向に応じて繰り延べ・回収されるが、それはしばしば規則的に延期され、年間を通して貸付が継続する場合が多かったとされる。しかし、「外国現金信用は、国際的な利子差額を利用して与えられるものであったから、純粋に投機的な性格を持ち、信用解告または繰り延べ停止の危険がとくに大きかったのである。そのためドイツの銀行はこの信用の一部を外国銀行に預金して流動性準備とし、この部分は『他銀行にたいする債権 Nostroguthaben bei Banken und Bankfirmen』なる項目に含めて表示された。」(9)

以上二つのルートでドイツ諸銀行を経由して流入短期外資の総体は、いかなる規模にまで拡張したのであろうか。24〜26年には、外国短期資金はベルリン大銀行の総預金の20%台の水準であったが、27年以降、その比率は急上昇をみせ、28・9年にはほとんど40%を超える部分が流入短資によって占められることとなった。大銀行の総預金に占める外国短資の比率の高さは、相対的安定

期のドイツの金融構造の不安定性を根本において規定する要因であった。投機的性格の強い短期資金が、国際的な金利差の変動により、あるいは政治的・経済的不安定のいかんによっては、激変する可能性を孕んだものであることから、ベルリン大銀行の流動性の基盤自体が不安定なものとならざるをえなかった。

② 銀行集中と競争

戦前らいのドイツ銀行制度の構成は、インフレ期と通貨安定後にかけて、大きな変化を遂げることとなった。その原因となった大銀行による集中過程について考察する。第1次大戦前のドイツの銀行集中は、ベルリン大銀行による地方銀行との利益共同体協定の締結による連携が主要な形態であった。産業との関係強化を目指すベルリン大銀行により、利益共同体協定締結という緩やかな集中形態が選ばれたのは、合併費用の節約の問題のほかに、地方産業との長年にわたる取引関係の維持強化のためには、地方銀行の外的自立性を残すことが求められたからである。しかし戦中から戦後の銀行集中は、ベルリン大銀行による地方株式銀行の合併、その支店化という、支店制大銀行の形態で進展したのであった。その背景・理由は何か。1）第1次大戦後の銀行集中の原因を考えていく場合に、まずもって想起すべきは、戦後のインフレーションの影響によって銀行の資本構造が全般的に弱体化したことである。それは銀行自己資本および他人資本の戦前にたいする著しい縮小に端的に示されたところであった。したがって銀行にとっては、資本的基盤を強化することが差し迫った課題となったことは明白である。安定化後、その規模と活動能力を低下させた証券市場の実態から、銀行の増資による自己資本強化の可能性は著しく制約されたことから、資本的基礎の強化を図る方法としては他人資本の拡大、預金の吸収・拡大がめざされ、地方株式銀行の集中を進める強い契機となったことは明らかである。しかしこれだけでは地方銀行の合同による支店化、支店制大銀行の形成を説明することはできない。2）それは戦後、重工業分野をはじめとして産業集中が大規模な進展を示したことであった。インフレ期に族生したコンツエルン群の解体の後、ラインウエストファーレンやシュレジエンなど主要工業地帯をはじめとし、とりわけ鉱山業や電機産業などの諸分野での強力な産業拡張の動きである。これにたいする地方銀行の資本力の制約は、戦前らいの緩やかな利益共同体による結合形態の限界を露呈させたからである。ここから、産業の拡張への対応を目指して、ベルリン大銀行との完全合同による地方銀行の支店化が具体化したのであった（その代表例：エッセン信用銀行のドイチェバンクとの合併、1925年）。こうして通貨安定後の大銀行は、支店網の拡張の形態でその資金的基礎の拡張をめぐって、相互に激しい競争を展開することとなった。銀行集中の結果、同一グループに属する支店の地域的重複や他グループ店との競合など新たな再編・合理化の課題を生み出したが、経費削減や管理費の圧縮による収益の増大の成否が、それにかかっていた。信用銀行をめぐる銀行間競争はさらに、戦後新たに一般銀行業務の分野への

参入を進めた公営の貯蓄銀行グループとの間でも激しくなった。戦後の国民所得構成の変化によって、貯蓄銀行は預金吸収をめぐる競争で信用銀行グループを凌駕する勢いを示したのであったが、貯蓄銀行の稠密な店舗網と金利面での有利さ、公共団体による預金・支払保証などは、支店制大銀行はじめ信用銀行グループの預金獲得競争をいっそう厳しい局面に立たせることとなった。金融機関相互の競争の激化は調達コストの増加と銀行収益の圧迫をもたらしたことから、ライヒスバンクによる媒介で、各銀行団体の間でいわゆる「競争協定 Wettbewerbsabkommen」が金利水準をめぐって締結されたが、その範囲も地域的に限定され不十分な効果しかもたらさなかった。預金獲得をめぐる競争激化の圧迫は、ベルリン大銀行の外国短資導入への傾斜をさらに強めた。国内産業の資金需要は、証券市場の停滞が顕著になるとともに、大企業を含めて増加傾向を強めた。それまでの銀行信用の返済や更新が、銀行への追加的資金需要を膨張させたからである。このため、29年には銀行集中の新段階を画するベルリン大銀行相互の巨大合併の動きが具体化する(10)。コメルツ銀行による中独信用銀行の合併と、ドイチェバンクとデイスコント・ゲゼルシャフトの合同がそれである。とりわけ後者の巨大銀行相互の銀行合同は、大銀行が銀行集中と競争を展開してなお達成しえない次の諸課題を目指すものであった。それは(1)産業の大合併—代表例が IG ファルベン（1925年）および合同製鋼（1926年）に対応する銀行の信用供与の強化であり、さらに(2)重複店舗の解消・整理や人件費をはじめとする経費削減によるいっそうの合理化の推進であった。

(4) ライヒスバンクと金融市場（ライヒスバンク政策の展開—可能性と制約—）

戦前の兼営銀行制のもとでライヒスバンクは、いわゆる「受動的割引政策」によって、民間信用銀行の信用拡張を支えたこと、それは一面ではドイツの工業化を通貨・金融面から強力に促進するものであったが、他面において「通貨制度の構造的危機」を惹起し、『バンクアンケート』の実施に導いていったことについては、前掲の拙著ですでに詳しく検討した。それに対して通貨安定後、金融市場の構造変化、金融機構の新展開（企業金融、交互計算信用の比重増大）などの新たな諸条件のもとで、ライヒスバンクは金融政策による信用供給とコントロールの課題をどこまで追求しえたであろうか、その可能性と限界を検討する(11)。

1）新ライヒスバンクの制度的基盤

インフレーションの収束がレンテンマルクの発行を契機にようやく曙光を見せるとともに、マルクの根本的安定とライヒスバンクの改組が課題となった。インフレーションの再発防止とともに、賠償問題を検討する「ドーズ委員会」も賠償支払いの確保には通貨安定が不可避であるとして、1924年8月のロンドン会議で、「ドーズプラン」の採用を決定したが、それに基づいて、一連の法

表 8　ライヒスバンクの銀行券流通と金外貨準備

		平均的銀行券流通（百万 R.M.）	金・外　貨（総準備にしめる %）	金（総準備にしめる %）	手形小切手（総準備にしめる %）
1924. 10. 15〜1924. 12. 31		1681.1	55.1	41.1	44.9
1925	I	2101.5	61.2	45.9	38.8
	II	2614.5	60.3	46.1	39.7
1926	I	2711.9	66.1	52.2	33.9
	II	3059.7	67.1	53.3	32.6
1927	I	3344.6	61.6	55.1	38.4
	II	3841.6	53.0	47.9	47.5
1928	I	4081.4	54.4	48.3	45.6
	II	4387.8	59.4	55.2	40.6

出典：Die Reichsbank, S. 78

表 9　ライヒスバンクの保有資産（国内手形・小切手・ロンバード貸付と金外貨の構成）

（百万R. M）

月	1925		1926		1927		1928	
	国内小切手ロンバード（A）	金・外貨（B）	A	B	A	B	A	B
1	1603	2136	1029	2211	1179	2749	2251	2334
2	1472	2179	883	2395	1138	2408	2007	2373
3	1408	2133	775	2517	1446	2317	2090	2365
4	1351	1992	783	2932	1744	2209	2213	2425
5	1412	1788	806	2293	2008	2004	2047	2511
6	1428	1705	887	2196	2275	1915	1970	2636
7	1569	1569	879	2288	2378	1954	2047	2728
8	1666	1545	878	2361	2313	2082	1997	2799
9	1633	1511	918	2476	2418	2132	1972	2862
10	1491	1598	900	2631	2508	2169	1896	3028
11	1310	1849	939	2671	2196	2306	1729	3090
12	1265	2112	1100	2755	2462	2308	1857	3218

出典：Die Reichsbank, S. 70

律の発布が義務付けられ、ライヒスバンクの改組は 1924 年の『新銀行法』によって進められた。

安定化後のライヒスバンクにとっても、何よりも通貨価値の維持、為替相場の安定が重要課題であったことは明白である。銀行券の発券準備・兌換準備規定において、金・外貨による 40%準備が義務付けられ、銀行券の兌換性の保証は戦前に比してより一層厳格なものであることが要求された（戦前は、規定されなかった振替預金に対する準備規定が新たに導入された）。ライヒスバンクの政策的重心が通貨の対外・対内兌換のための準備金の防衛におかれたことを説明するものである。さらにライヒスバンクは、「資本不足」への対処として、民間への「安価な信用の供給」という課題を負わされたことがあげられる。しかし、ライヒスバンクの「信用供与」・通貨供給の伸縮性も、あくまで同行の「兌換性の維持」という枠内において可能であったこと、それゆえライヒスバンク

が市中の要請にどこまで対応できたかを評価するには、戦前のライヒスバンクとの対比、さらには通貨安定後の金融市場の構造変化との関連での検討が必要である。

ライヒスバンクの再組織化と通貨制度の再構築は、戦後再建に不可欠な外資導入を円滑に進めるための制度的支持として、ドイツ通貨の安定性の確保をはかるために、外国投資家にとって重大関心事となった。賠償債権国の強い意向は、①ライヒスバンクの政府からの独立、②賠償支払履行を監視する「発券委員」の配置、③金本位制による通貨価値安定、④外債発行（ドーズ公債）による発券準備（金・外貨）の調達などにその刻印を見ることができる。さらに具体的には、ライヒスバンクの政府や公共団体に対する信用供与の抑制、割引原則の明確化（三署名の優良商業手形原則）や、発券準備率の引き上げ（発行銀行券および振替預金）などが、ライヒスバンクの活動基盤の強化の見地から注目される変更点であった。

2）ライヒスバンク政策（割引およびロンバード業務）の展開

ライヒスバンクの主要な政策手段は、戦前と同様、戦後においても割引政策（公定歩合政策）であった。しかし戦後においては、すでに見たように、金融市場の構造変化と「資本不足」状態の下で、バンクレート政策の可能性は大きく制約されざるを得なかった。ここではバンクレート政策の基盤が一応定着する26年を画期として、その政策展開を検討する。

(a) 通貨安定後の「信用割当制」期

安定後のライヒスバンクの政策課題は、直接的には、通貨制度の安定維持と低廉な信用供給によって、経済の転換を容易にすることであった。しかし安定化後の金融市場の状況は、バンクレート政策が正常に機能する基盤が存在しなかった。それはすでに見たように、インフレ期に累積した過剰資本の整理と運転資本の補給が不可欠な中で、金融市場の動向は著しい「資本不足」の状態にあり、市中利率は異常な高水準を示していた。そのためライヒスバンクは安定化後、市中からの夥しい信用請求の波をうけることとなった。中央銀行信用の急膨張は、過剰信用・過剰取引を通じて、通貨制度への危険な反作用を誘発することの懸念から、ライヒスバンクは市中からの請求の急増を抑制することが不可避と判断した。しかし、このための手段をバンクレート政策に求めるには、当時の市中利率の異常な高水準のもとで、バンクレートのより一層の引き上げによる抑制はきわめて困難であった。それだけでなく外国信用の対独供与に対する警戒心を高め、通貨安定・再建のコースを妨げることとなろう。こうした状況から、バンクレート政策に代わって、ライヒスバンクが採用したのは「信用割当制」という直接的信用制限政策であった。24年4月7日から実施された「信用割当制」は、同日現在のライヒスバンク割引残高を上限として信用授与が制限され、その範囲内でライヒスバンクの裁量で信用配分が行われた。ライヒスバンクが直接的な信用制限策を採ったのは、膨張した擬制資本や過剰資本の整理・淘汰が、国内信用機構の再建に不可欠であり、インフレーショ

ンの残滓の一掃と投機的要素の除去なしには、国際金利水準から見ても極端に高い金利水準の引き下げは不可能との認識にもとづいていた。この政策は、信用制限を通じる再生産過程の収縮を意味し、いわゆる「安定恐慌」的事態を生じさせた。過剰取引、過剰在庫の整理や過剰投資企業の破綻・整理によって、資金需給の逼迫要因の整理が進行することによって、次第に需給関係の沈静・緩和の状態がもたらされた。24・5年にわたって継続された信用制限政策のもたらした一定の効果と、25年はじめ以降、ドーズ案の受け入れを契機とする外資流入の影響もあって、国際的水準から見てなお高金利ではあったが、利子率水準の顕著な低下がもたらされ、それによってようやくバンクレート政策のための条件も生まれることとなった。

(b) 26年以降・バンクレート政策への復帰

信用制限政策の採用の下でのバンクレートの一定水準への維持によって、「安定恐慌」的な景気後退と整理が進行し資金形成が促進され、それによる金融緩和は市中利率の一定の低下をもたらした。これとともにバンクレートも断続的に引き下げられた。26年の経過のなかでのバンクレートの引き下げは、一面では「市場との接触」を回復するという政策的な意図によるものであったが、他面で短期外国信用の流入に対する刺激を減退させるものであった。これはライヒスバンク当局が、外資依存の深化に対して明確な危惧を抱いていたことを示している。バンクレート引き下げは、短期外資の流入に影響をもたらしたが、26年12月からは、長期外資に対する特別免税措置が廃止されたこともあって、外債発行テンポの鈍化が現れた。短期外資は27年2・3月までは、証券市場への金融のための流入が続いた。しかしライヒスバンクの外国為替帳尻の流出超への転換が生じたが、金外貨準備の減少は短資の流出、貿易収支の逆調、種々の対外支払いによるものと説明された。しかし、それと対応してライヒスバンク資産にしめる国内手形、証券ロンバード投資が増大した。これは短期外資の返済に必要な外国為替を調達するために、ベルリン大銀行はじめ民間・市中銀行が手形割引請求を増大させたこと、さらに諸銀行が取引所信用の拡大のために諸銀行保有手形をライヒスバンクに譲渡しそれにより「行動の自由」を回復するためであった。

27年の証券市場の盛況の推進軸は短期外資の流入におかれていたこと、ライヒスバンク当局もそのように判断していた。諸銀行は短期外資の助けによってルポール、ロンバードの証券金融に力を注いでいた。株価水準の上昇は基本的に外資に依存しているとみなしたのであった。ライヒスバンクの判断からすれば、外資流入による取引所投機の過熱は、通貨危機につながりかねないものとしてこの抑制が図られるべきであった。しかしそのための政策としてのバンクレートの引上げは、短期外資の流入をいっそう促進し取引所投機をさらに加速することとなろう。つまり、国内信用の引き締め、取引所信用の膨張に対する引き締め策は、バンクレート政策とは異なる方策が模索されざるを得なかった。

27年5月11日、ライヒスバンクは、ベルリン銀行連合（印紙連合加盟諸銀行）との協議におい

て、「割引信用授与に関する新たな準則」を提示した。その内容は、爾後、ライヒスバンクの信用供与は、諸銀行の「現金流動性」を基準として行われるというものだった。これは諸銀行にとっては、現金流動性を高めるために、ロンバード・ルポール貸付の縮減による取引所信用の抑制を不可避とするものだった。バンクレート引上げによる取引所信用抑制に代わる新たな政策は、直ちに株価の暴落（「暗黒の金曜日」）をひき起こした。さらに、これによって取引所投機に投じられていた短期外資の引揚げが始まり、ライヒスバンクに対する手形割引による外貨請求を増大させ、金外貨準備の減少をひき起こしたのであった。こうした事態をうけてライヒスバンクは、27年6月10日、バンクレートの引揚げ（6%）に踏み切ることとなった。

27年のライヒスバンクとバンクレート政策をめぐるこうした状況は、通貨安定後のライヒスバンクと金融市場の問題を凝縮して示すものであった。それは、①極端な外資依存からの脱却を意図しつつ、通貨制度の維持のために国内信用の過熱・取引所投機に対して抑制的たらざるを得ないにもかかわらず、そのためのバンクレート引揚げはかえって外資流入の加速と投機の過熱を促進するという矛盾、②バンクレート引上げに代わる取引所投機の抑制策が、株価の暴落と、ライヒスバンクへの割引請求の増大による金外貨の減少をもたらし、結局、バンクレートの引上げにふみきらざるをえなかったこと、③相対的安定期の企業金融が交互計算信用に傾斜して展開されたにもかかわらず、証券市場の狭隘化によりその流動化が制約されざるを得なかったが、証券市場の活況が外国短資の流入に支えられてはじめてもたらされ、それによって交互計算信用の流動化が進展しえたということ、いわば国内信用の最終的拠点としてのライヒスバンクは、こうした矛盾した政策基盤のもとで、その政策展開を進めざるを得なかったのであった。

3）金・外貨政策

対外支払い準備として、および国内通貨・信用の最終的拠点としての、ライヒスバンクの金・外貨準備の強化はとりわけ重要な課題であった。戦前来、ライヒスバンクは積極的な金輸入政策を実施してきたが、戦後は外資流入の増加によって、より重要性を増大させた。通貨安定とその後の信用制限政策の下で、民間保有外貨のライヒスバンクへの集中が促進され、外貨保有の増大がもたらされた。さらに、ライヒスバンクの外貨保有の増大に大きな役割を演じたのは、24年10月11日以降、26年8月23日まで継続された為替相場の「釘付け政策」(12) であった。マルクの対ドル・レートを固定的に維持（4.20ライヒスマルク）することによって、為替リスク面からの外資流入抑制の回避が目指されたのであった。

しかし、他面では外資流入による通貨供給の増加を阻止する必要のある引き締め期には、このような政策は引き締め効果を弱めることになったために、26年8月からは停止される。それ以後、為替相場は需給関係によって変動することとなった。しかしライヒスバンクは実際には為替相場の

維持のために、市場に介入する政策をとり、その影響力を発揮し、外貨兌換のみならず、場合によっては金売却をも通じて、為替相場の維持に努めた。外資の流出という事態に備えるためには、その保有高を常に高く保持しなければならなかった。

したがってライヒスバンクの金・外貨保有は銀行券発行に対する法定準備率を大きく超過して維持されたのであった。とりわけ、27 年はじめの外貨の減少・流出は、そのことの現実的な必要性を強く認識させるものとなった。したがってライヒスバンクは発券準備に必要とされる水準以上に、一定量の金・外貨準備を、為替相場の調整のために保持する必要があったのである。

このようにライヒスバンクは、金融市場とユニバーサルバンクに対する中央銀行の役割を、戦前に比してはるかに困難な状況の中で追求せざるを得なかった。弱体化し不安定化した銀行・金融システムのもとで、しかも流動化の基盤を大きく外国金融市場に依存するという構造のもとで、国内信用のコントロールの達成は、きわめて困難な課題であったといわなければならない。それは金融恐慌において検証されることとなった。

(5) ドイツ金融恐慌と金融制度改革

1931 年ドイツ金融恐慌[13]は、直接的には同年 7 月 13 日、ダナート銀行の支払停止と、それに続く全国的規模での銀行取付の発生をもって頂点に達し、銀行休日（14, 15 日)、為替管理への移行（15 日）によって、ここに金本位制からの離脱が決定的となる。世界恐慌の一環としてのドイツ金融恐慌は、産業・経済不況の深化とともに、その反映としての金融危機の進行、とくに交互計算信用の固定化と回収の困難、不良貸付の増大が銀行の経営不安を増大させたこと、しかも大量の外資流入に依存した金融・銀行システムは、危機の拡大とともにひろがった、外国債権者・投資家の信認の動揺を契機とする数次にわたる外資の流出によって崩壊せざるをえなかった。

恐慌からの直接的救済策は以下の領域にわたって展開される。以下その主要項目を掲げておこう。

①為替管理　31 年 7 月 15 日外国為替管理令（為替取引のライヒスバンクへの集中、為替取引の認可制)、短資据置協定。

②金融・銀行救済、銀行法改正、法定準備率の変更・引き下げ。

救済金融機関の設置（引受・保証銀行、引受銀行、銀行振出手形に引受・裏書を与え銀行に救済融資を実施)。

銀行救済・整理、減資、不良債権処理、国家資金の投入、政府、金割引銀行を介在させたライヒスバンクからの直接出資。

③産業救済「ドイツの金融恐慌は、たんに外資の引上げによって起こった銀行恐慌ではなく、産業金融の破綻」として把握すべきこと。したがって銀行の交互計算信用の焦げ付きに対

する流動化策が中心となる。特殊金融機関・人為的な手形創出機関の設立。
④恐慌・救済策から景気振興対策へ。

「銀行業調査 1933 年」の実施

ドイツ金融恐慌における銀行危機の原因の調査・究明と、改革の課題や信用制度の組織改革を目指し必要な勧告を行うことを目的に 1933 年 9 月 6 日、「銀行業調査委員会 Untersuchungsausschuss für das deutsche Bankwesen」が設置された。金融・銀行危機をもたらした原因の検討のために、27 回にわたる金融専門家、金融機関経営指導者などへの聴聞・ヒアリングが実施され、22 編の報告 Referat としてまとめられた。報告は、Ⅰ、「ドイツ銀行制度の恐慌状況とその原因」に関する報告が 11 編、Ⅱ、「これまでの再建・健全化の試み」に関する 6 編の報告、さらにⅢ、「銀行制度に対するライヒスバンクの政策」の 5 編の報告からなるものであった。そこでの検討・分析にもとづいて勧告がなされ、それが「信用制度法 1934 年」として、ドイツの金融改革の骨格が形成[14]された。

ドイツ金融恐慌における銀行危機の原因についての「調査委員会」の検討・報告の中で、指摘されていることはきわめて多岐にわたり、相互に深く関連しあっているのであるがここでは最も重要と思われる論点に絞って、考察を加えたい。

第一に、銀行流動性の悪化である。戦争とインフレの影響が銀行制度に対していかに深刻な作用をもたらしたかについてはすでに指摘したが、それによって全体としての銀行制度の弱体化が進行したのであった。銀行の資本（自己資本、他人資本）が戦前に対して大きく縮小したこと、それに対して縮小した銀行資本の「代替・補完」の方策として追求されたことは、まず預金をはじめとする他人資本の増強であった。戦後の所得水準と所得階層の構造変化によって、貯蓄銀行グループへの預金の流入が加速されたことから、新たに預金獲得をめぐる競争が激化した（この点は次の論点とも関連する）。さらに重要なことは、外国短期信用の導入によって他人資本・債権者勘定の補強・補完が図られることとなった。そしてその預金の満期構成が戦前に比して短期預金の比重が増大したことである。このように、銀行の資本構成にしめる他人資本の比重の増大は、他人資本の中心をなす預金・債権者勘定の短期化とともに、銀行の資本的基礎をいっそう不安定なものとしたのである。この点はユニバーサルバンクとしてのドイツの銀行の戦前来の自己資本比率（自己資金／他人資本）の推移をたどった場合、戦後の急激な低下がいかに大きな変化としてクローズアップされるかがわかるであろう。ユニバーサルバンクにとっての自己資本の意義は、その銀行信用供与・能動業務の性格とかかわって、交互計算信用を中心にして、長期の設備信用も含むものとして供与されたことが問題の核心であった。

しかし、銀行流動性の悪化は、たんに他人資本比率の増加によってひき起こされたのではない。

図1　ベルリン大銀行のバランスシートの変化

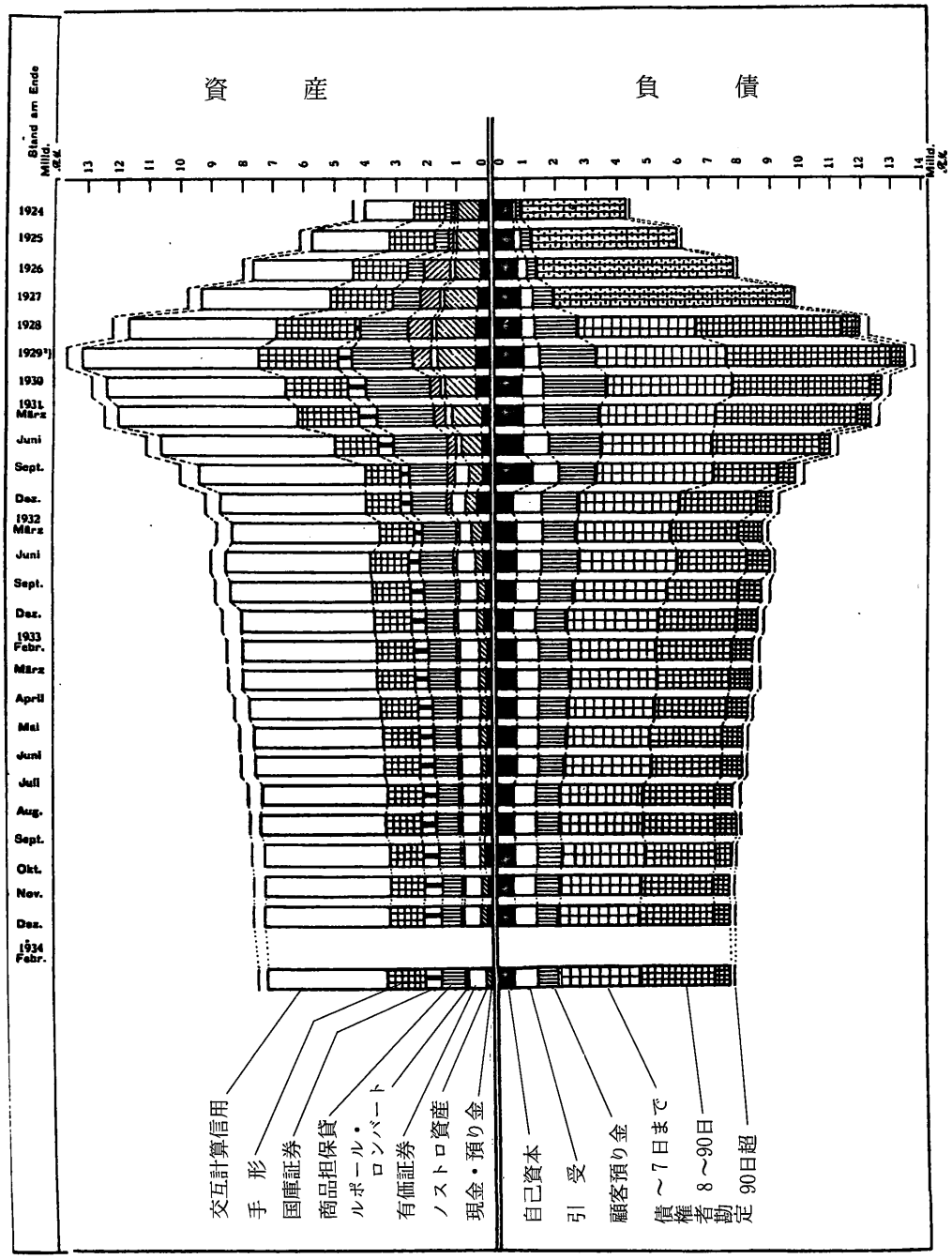

出所：Untersuchung des Bankwesens, Statistiken, S.148.

図2　ベルリン大銀行の流動性の悪化

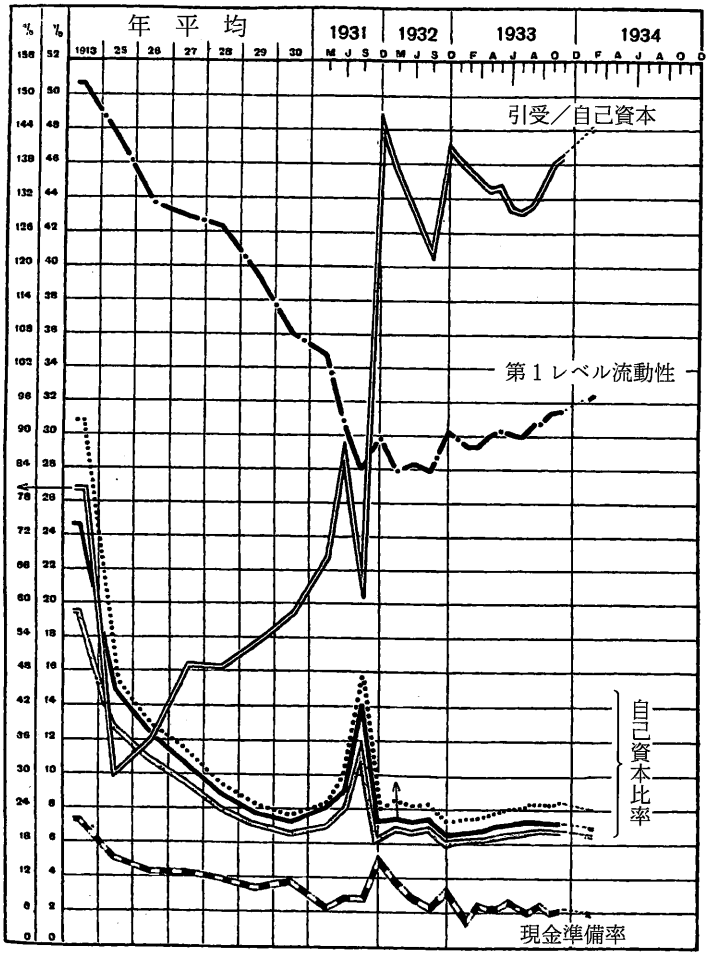

出所：Untersuchung des Bankwesens, Statistiken, S.147.

それはすぐれて銀行信用の問題であった。銀行の信用供与・信用創造にかかわっていたのである。つまり、通貨安定後の銀行が急激に増大した産業の資金需要に対して信用創造の拡張によって、交互計算信用を通じて貸付を拡大したこと、それは預金を創造することでもあったが、戦後の資本市場・証券市場の機能低下と、証券発行による流動化機構の停滞のもとで、その交互計算信用が固定化したこと、ここに銀行流動性の悪化の原因があった。ドイツ銀行恐慌の勃発は、こうした銀行貸付の不良債権化の進行による銀行流動性の悪化、つまりはユニバーサルバンクによる産業金融の破綻に、その真の原因があった。

ここから金融制度改革の課題として前面に浮かび上がってきたのが、銀行の流動性維持の問題であった。しかも銀行の流動性維持の課題を、「現金流動性」の確保、「現金準備」をはじめとする

「流動的資産」の確保によるだけにとどまらず、さらに進んで、「銀行の自己資本比率」の安定的維持・確保に、銀行信用の拡張・信用創造の拡大に対する「制動」の機能と、銀行リスク・危機の顕在化に際しての「緩衝」の機能を発揮すべきものとして、特別な意義を与えたのであった。

こうして、『信用制度法 1934 年』は、「銀行業調査 1933 年」の分析と勧告にもとづき、「金融制度改革」の課題・主柱を銀行経営の基盤強化におき、銀行の「自己資本の意義と役割」を、経営危機・リスク増大への対応と銀行資産の健全性維持のための「緩衝・制動機構 Puffer und Bremse」に求め、「自己資本比率」の維持を重視する（第 11 条）とともに、預金の支払準備を確保し、同時に銀行の信用創造・信用拡張の抑制のために、「流動性準備」の保持を法制化（第 16 条）したのであった。

第二は、金融機関をめぐる競争と金融機関の過剰問題であって、この問題は銀行の経営内容の悪化を加速することとなった。ドイツの銀行制度は通貨安定後、その構成を大きく変え、とりわけ貯蓄銀行グループが預金を急激に拡大し、地域的な上部機関の構築によってさらに集中化をすすめた。そのため信用銀行グループは貯蓄銀行グループに対抗して預金吸収や顧客の確保・拡大をはかるために、銀行集中を積極的に展開し、地方銀行の合併を進め支店網を拡大した。戦前に比してドイツの信用供給能力が全体として低下した中で、急増する産業の資金需要に対応する貸出・融資競争が激化した。ここにおいて貯蓄銀行グループとともに、支店制大銀行はそれが擁する資金力の規模に加えて、外国・外貨信用の動員力をもって、有利な地位をしめた。

銀行業団体による信用条件の申し合わせ（条件カルテル）は、戦前には競争による安値提供の防止が目的であったが、戦後は資金需給の変化により根本的に変化した。しかも銀行業団体による条件カルテルは全国 100 箇所に及ぶ地域的限定が設けられただけでなく、協定の領域が限定され、割引利率やルポール・ロンバード、さらに外貨信用利率については協定されなかった。さらに預金協定についても解約期間 15—30 日までの預金に限定されたことから、諸銀行は競って 30 日以上の預金を拡大し高値をつける競争を繰り広げた。つまり銀行相互の競争は条件カルテルに協定されない領域での激しい展開を示したことと、資金力や外貨信用の動員力の有無によって、貯蓄銀行グループや支店制大銀行と地方銀行との格差が拡大した。他方で大銀行による地方銀行合併・銀行集中の競争において、不良顧客を多く抱え込まざるを得なかったことは、貸付の固定化・非流動化の原因を拡大する要因となった。こうして金融機関の過剰と競争の激化は、収益の圧迫と経営の不安定を増大させ、さらには不良な貸付による流動性の悪化をももたらすことになった

このため銀行の過度の競争による経営不安定と健全性の阻害を防止する措置が求められることとなった。ドイツにおける「金融制度改革」は、さらにここにおける銀行業の「過剰」と過度競争の弊害の「除去・抑制」のための機能・権限を付与され、「信用制度法」と有機的一体性をもつもの

としての、「銀行監督制度」の確立を見ることとなった。

ドイツ型金融制度改革が、銀行・証券の兼営規制によるグラス・ステーガル法に象徴されるアメリカ型金融改革に対比される特徴を示したことの背景の解明や、ドイツのユニバーサルバンクシステムの具体的展開との関連については、さらに立ち入った考察が必要である。さらに、第二次世界大戦後の「信用制度法」改正やいわゆる『ゲスラー委員会報告』において、改めて「自己資本比率」重視の視角が強調されたことをも射程に入れた、現段階の銀行・金融システムの安定化問題への展望は、次の課題である。

【注】

（1）Ausschuss zur Untersuchung der Erzeugungs-und Absatzbedingungen der deutschen Wirtschaft, Bankkredit, Verhandlungen und Berichte des Unterausschuss für Geld-Kredit und Finanzwesen, 1930, Stucken, R., Deutsche Geld und Kredipolitik 1914-1953, 1937. Hagemann, W., Das Verhältnis der deutschen Grossbanken zur Industrie, 1931, Peckolt, H., Strukturverschiebungen im deutschen Bankwesen, 1937, Prion, W. Der deutsche Geld und Kreditmarkt seit der Stabilisierung (B. Harms, Strukturwandwandlungen usw, S. 332) 日本銀行調査局『ドイツインフレーションと財政金融政策』実業之日本社　昭和21年、生川栄治『現代銀行論』日本評論社、1960年、同『ドイツ金融史論』有斐閣　1994年、楠見一正・島本融『ドイツ金融組織論』有斐閣、昭和10年、加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』東京大学出版会　1973年、岡本友孝「両大戦間におけるドイツ独占資本の再編と経済政策」、『立教経済学研究』19巻2号　1965年、加藤国彦『1931年ドイツ金融恐慌』お茶の水書房、1996年、小湊　繁「相対的安定期におけるドイツの大銀行と産業の資本蓄積」『社会科学研究』東京大学社会科学研究所第22巻第1号　1970年、大矢繁夫『ドイツユニバーサルバンキングの展開』北海道大学図書刊行会2001年、工藤　章『20世紀ドイツ資本主義』東京大学出版会　1999年。

（2）資本不足について、加藤栄一氏は前掲書において、過剰資本の徹底的整理の困難、温存が、新資本形成を後退・停滞させ、戦後の産業合理化の資金需要の激増にたいして「資本不足」を激化させたとしている。

（3）インフレーションによる通貨価値下落は、銀行保有の実物資産（通貨価値下落に伴い騰貴）を除き、貸出、割引、その他の資産勘定は著しく実質的価値を減少することによる。銀行負債の過半を占める預金その他の債権者勘定についても妥当するので、資産、負債とも同様の影響があることだが、銀行の貸付債権の返済において、「低落せる価値を有する貨幣を以って以前の価値高き借金を返済せる」(債権者損失)「インフレにより最も打撃をこうむりたるは、貯蓄銀行、民衆の健全な貯蓄心を破壊、貯蓄預金を源泉とする貯蓄銀行の資金は実質的に減少」を余儀なくさ

れた。このほか物価騰貴の社会的影響と金銭債権の再評価をめぐっては、前掲の『ドイツインフレーションと財政金融政策』日銀調査局、および日本銀行調査局訳　シャハト「マルクの安定」8章「ドイツ貨幣資本市場の再建」を参照。

（4）Der Bankkredit, S. 7. なおインフレとは別の恐慌による銀行の資本の縮小について Bissing, F. v., Die Schrumpfung des Kapitals und seine Surrogate (Untersuchung des Bankwesens, 1933, S. 60-65)

（5）銀行の自己資本について、その実態を明確にすることがここにおいても問題である。インフレによる資産価値（貨幣的表現）の減少、それはまた預金債務の減少をももたらすが、その結果当然自己資本も縮小する。ただここの資産の減価に格差が生じるかどうかという問題と、「貨幣的債権」の資産再評価の問題がここに絡んでくること、インフレによる資本の減少の理論的整理と、資産再評価についての会計学上の説明が不可欠である。

（6）金融市場の縮小に関する文献としては以下を参照。

Der Bankkredit, S. 91, 127, Prion, W, a. a. O., S. 351, 357, Tewaag, Die Zerrüttung des Geld und Kapitalmarktes (Untersuchung des Bankwesens 1933), Reichardt, W. Kapitalbildung und Kapitalmarkt in Deutschland seit der Stabilisierung (Deutsches Institut für Bankwissenschaft und Bankwesen, Probleme des Deutschen Wirtschaftslebens, Berlin und Leipzig, 1937), Ehrlicher, W., Geldkapitalbildung und Realkapitalbildung, 1956.

（7）ベルリン大銀行の業態変化に関しては以下を参照：Tewaag, Die Zerrüttung des Geld und Kapitalmarktes, Grüger, Die Wirkung des Krieges und der Kriegsfolgen auf das deutschen Bankwesen mit einem Rückblick auf die Vorkriegszeiten (Untersuchung des Bankwesens 1933), 戦後の信用銀行の自己資本比率が、対戦前比でいかに大きな低下を示したかについて、自己資金（自己資本プラス積立金）の他人資金にたいする比率が1913年時点では32%を占めたこと、これは国際的に見ても、高い水準であった。これはドイツの信用銀行の特別な構造、つまりは産業金融に重点を置いたという業態の特質から説明される。しかし通貨安定後、この自己資本比率は著しく低下し、1925年には16.1%、1930年には9.3%にまで減少した。恐慌後の金融制度改革において『自己資本比率』の低下問題が取り上げられることとなった。さらに、Engberg, H. L., Mixed Banking and Economic Growth in Germany, 1850-1931, 1981をも参照のこと。

（8）Der Bankkredit S. 89.

（9）Nordhoff, Über die Liquiditätsfrage (Untersuchung des Bankwesens, S. 259).

（10）生川栄治、『ドイツ金融史論』168-170頁、小湊　繁、前掲論文、76頁

(11) H. Neisser, Die alte und die neue Reichsbank (in Harms B., Strukturwandlungen), Eynern, G. v., Die Reichsbank, Probleme des deutschen Zentralnoteninstitut in geschichtlicher Darstellung, 1928, Bopp, K.R., Die Politik der Deutchen Reichsbank seit der Stabilisierung (Weltwirtschafttliches Archiv Band 42, 1935), Dryse, F. W., Reichsbank und Währung (Deutsches Institut für Bankwissenschaft und Bankwesen, Probleme des Deutschen Wirtschaftslebens, Berlin und Leipzig, 1937).

(12) Ausschuss zur Untersuchung der Erzeugungs- und Absatzbedingungen der deutschen Wirtschaft, V. Unterausschuss, Die Reichsbank, 77p.

(13) Born, K. E., Die deutsche Bankenkrise 1931, München, 1967, Lüke, R. E., Von der Stabilisierung zur Krise, Zürich, 1958.

(14) 銀行業調査とそれにもとづく1934年信用制度法についての文献は以下を参照。

Untersuchungsausschuss für das Bankwesen 1933, 1 Teil, Untersuchung des Bankwesens, 2 Teil, Statistiken, 1934, Berlin, Hofmann, Walter, Handbuch des gesamten Kreditwesens, 1936, Frankfurt a. M., derselbe, Reichsgesetz über das Kreditwesen, Berlin, 1935, Stucken, R., Deutsche Geld-und Kreditpolitik, Hamburg, 1953, Seitz, O., Die Barliquidit ät der Kreditbanken, Leipzig, 1936, v. Mehring, Frhr., Die Liquidität der deutschen Kreditbanken, Jena, 1926.